

平成29年第2回定例会（12月議会） 予算及び付託議案審査関係資料

平成29年12月4日
総務部

【予算関係】

- 資料1 平成29年度12月補正予算に関する説明資料
(財政課)
- 資料2 県人会ネットワーク化推進事業に係る債務負担行為の設定について
(総務課)
- 資料3 広報事業に係る債務負担行為の設定について
(広報広聴課)

【議案関係】

- 資料4 「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第186号)
(人事課)
- 資料5 「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について
(議案第188号)
(人事課)
- 資料6 「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第189号)
(人事課)
- 資料7 「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第187号)
(人事課)
- 資料8 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について
(議案第190号)
(税務課)

資料1 (予算関係)

平成29年12月4日
財 政 課

平成29年度12月補正予算
に関する説明資料

(議 案 第 1 7 9 号)

平成29年度12月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	12,218	農林水産業費負担金 6,982 (840,424 → 847,406) 農林水産業費分担金 5,236 (600,067 → 605,303)	
8 使用料及び手数料	△ 14,007	土木管理使用料 8 (11,427 → 11,435)	土木管理手数料 △ 14,015 (130,176 → 116,161)
9 国庫支出金	1,498,319	河川改修事業費 590,000 (1,356,000 → 1,946,000) 災害復旧助成事業費 500,000 (0 → 500,000) 林業・木材産業構造改革事業費 139,859 (285,256 → 425,115) 災害関連事業費 75,000 (199,865 → 274,865) 基盤整備促進事業費 67,459 (1,377,208 → 1,444,667)	職員費(教育費負担金) △ 18,086 (17,027,844 → 17,009,758)
10 財産収入	1	地域医療介護総合確保基金利子収入 1 (486 → 487)	
11 寄付金			
12 繰入金	546,821	財政調整基金繰入金 478,561 (6,572,041 → 7,050,602) 地域医療介護総合確保基金繰入金 37,589 (2,169,045 → 2,206,634) 地域活性化対策基金繰入金 29,000 (9,100,000 → 9,129,000)	
13 繰越金			
14 諸収入	46,960	県・市連携文化施設整備事業費 44,154 (70,830 → 114,984)	
15 県債	1,781,000	河川改修事業費 531,000 (1,326,600 → 1,857,600) 災害復旧助成事業費 450,000 (0 → 450,000) 国直轄河川事業負担金 427,800 (2,166,700 → 2,594,500) 高等学校整備事業費 209,900 (1,496,800 → 1,706,700)	
合 計	3,871,312	611,354,496→615,225,808	

平成29年度12月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費	△ 20,595	議会活動費 9,654 (221,530 → 231,184)	議員報酬費 △ 24,417 (622,161 → 597,744) 職員給与費 △ 5,832 (271,814 → 265,982)
2 総 務 費	△ 21,200	県・市連携文化施設整備事業 103,894 (191,292 → 295,186)	職員給与費 △ 118,983 (9,749,248 → 9,630,265)
3 民 生 費	8,332	地域医療介護総合確保基金積立金 37,590 (2,707,031 → 2,744,621) 地域介護福祉施設等整備事業 37,589 (846,448 → 884,037)	職員給与費 △ 67,496 (2,295,418 → 2,227,922)
4 衛 生 費	23,519	医療提供体制整備費補助事業 46,959 (289,943 → 336,902)	職員給与費 △ 28,192 (2,802,011 → 2,773,819)
5 労 働 費	△ 4,417		職員給与費 △ 4,417 (620,525 → 616,108)
6 農 林 水 産 業 費	227,677	林業・木材産業構造改革事業 139,859 (243,871 → 383,730) 経営体育成基盤整備事業 74,706 (5,593,468 → 5,668,174) 基盤整備促進事業 67,459 (1,340,656 → 1,408,115)	職員給与費 △ 98,684 (6,531,545 → 6,432,861)
7 商 工 費	11,724	あきた未来づくり交付金事業(大館市分) 29,000 (24,000 → 53,000) あきた発酵ツーリズム推進事業 8,992 (0 → 8,992)	職員給与費 △ 29,502 (2,156,463 → 2,126,961)
8 土 木 費	2,655,776	河川改修事業 1,180,000 (2,830,150 → 4,010,150) 河川災害復旧助成事業 1,000,000 (0 → 1,000,000) 国直轄河川事業負担金 475,332 (2,407,500 → 2,882,832)	職員給与費 △ 180,243 (4,232,281 → 4,052,038)
9 警 察 費	△ 76,108		職員給与費 △ 76,108 (19,923,546 → 19,847,438)
10 教 育 費	94,802	秋田工業高等学校整備事業 214,471 (635,341 → 849,812)	職員給与費 △ 117,840 (89,420,231 → 89,302,391)
11 災 害 復 旧 費	971,802	災害査定調査事業 971,802 (936,000 → 1,907,802)	
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	3,871,312	611,354,496→615,225,808	

平成29年度12月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳	
1 人 件 費	△ 772,045		知事部局等給与費 △ 348,879 (29,460,549 → 29,111,670) 教育委員会給与費 △ 130,753 (89,445,388 → 89,314,635) 警察本部給与費 △ 75,526 (19,929,894 → 19,854,368)	
2 物 件 費	15,457	森林病虫害等防除対策事業 15,000 (191,000 → 206,000) ローカルイノベーション誘発促進事業 10,497 (0 → 10,497) 議会活動費 9,532 (55,068 → 64,600)	建設事業周辺家屋調査補償事業 △ 30,900 (95,501 → 64,601)	
3 その 他の 行政 経費	扶 助 費			
	補 助 費 等	70,259	建設事業周辺家屋調査補償事業 30,900 (0 → 30,900) あきた未来づくり交付金事業(大館市分) 29,000 (0 → 29,000) 河川維持管理費 10,687 (623 → 11,310)	森林病虫害等防除対策事業 △ 15,000 (82,629 → 67,629)
	積 立 金	37,590	地域医療介護総合確保基金積立金 37,590 (2,707,031 → 2,744,621)	
	投 資 及 び 出 資 金			
	貸 付 金			
	4 維 持 修 繕 費	106	庁舎管理諸費 9,060 (61,955 → 71,015)	学校営繕費 △ 7,690 (136,341 → 128,651)
5 補 助 投 資 事 業 費	2,836,362	河川改修事業 1,180,000 (2,830,150 → 4,010,150) 河川災害復旧助成事業 1,000,000 (0 → 1,000,000) 災害関連事業 150,000 (399,730 → 549,730)		
6 単 独 投 資 事 業 費	236,449	秋田工業高等学校整備事業 214,471 (635,341 → 849,812) 環日本海クルーズ推進事業 20,000 (0 → 20,000) 学校営繕費 7,690 (267,759 → 275,449)	庁舎管理諸費 △ 9,060 (100,649 → 91,589)	
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費				
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費	971,802	災害査定調査事業 971,802 (936,000 → 1,907,802)		
9 国 直 轄 事 業 負 担 金	475,332	国直轄河川事業負担金 475,332 (2,407,500 → 2,882,832)		
10 公 債 費				
11 繰 出 金				
合 計	3,871,312	611,354,496→615,225,808		

県人会ネットワーク化推進事業に係る債務負担行為の設定について

平成29年12月4日
総務課

1 目 的

札幌市に設置した「あきた情報プラザ」を拠点に、北海道地区における県人会活動の活性化や相互交流の促進並びに秋田の情報発信のさらなる充実・強化を図る。

【施設の概要】

場 所：札幌市中央区大通西一丁目14-2 「桂和大通ビル50」地下1階

使用面積：69.37㎡（20.98坪）

機 能 等：物産展示・販売、観光情報の提供、県人会員等の交流スペースとしての活用

運 営：秋田県人会北海道連合会へ委託

2 債務負担行為限度額	2,191千円	(⊖ 2,191千円)
内 訳		
(1) 入居施設使用料	2,074千円	
(2) 看板使用料（看板面 4箇所）	117千円	

3 債務負担行為を設定する理由

現在締結している賃貸借契約に基づき、契約期間満了の3か月前に当たる12月末日までに契約継続の意思表示を行う必要があるため。

(参考)

1 あきた情報プラザの運営委託先（秋田県人会北海道連合会）の概要

- ・発足： 昭和50年
- ・所属する道内県人会数： 10団体
- ・会員数： 約1,600人

2 あきた情報プラザ来場者数

年 度	来場者数 (人)
平成23年度	3,059
平成24年度	4,640
平成25年度	4,885
平成26年度	5,512
平成27年度	5,620
平成28年度	4,978

※ 平成23年7月6日開設

3 あきた情報プラザの平成29年度事業の主な内容

- 県人会組織の拠点としての活動（県人会組織の充実）
 - ・きりたんぽ会の開催などによる県人会員及び地域住民との交流の拡大
 - ・なまはげ衣装等のイベント用グッズの道内県人会への貸出
- 物産展、パネル展示等（情報発信）
 - ・札幌地下街での観光写真展（7/11～18）
 - ・「秋田ふるさとミニ物産展」の開催（7/26～29）
 - ・「あきた情報プラザ」来場者への県産品の提供や各種チラシ・パンフレットの配布（通年）
- 北海道地区における県との協働事業の実施
 - ・とまこまい港まつり（苫小牧市）における秋田県のPR（8/4～6）
- 観光情報の提供（通年）
- 県人会への入会者の確保（通年）

広報事業に係る債務負担行為の設定について

平成29年12月4日

広報広聴課

1 事業の目的

迅速かつ正確な県政情報の発信により、県政への理解と信頼を深めるとともに、県政への参画意欲を向上させ、県民との協働による「元気」の創造を目的とする。そのため、広報紙、新聞及びテレビによる広報事業を実施する。

2 債務負担行為限度額 88,552千円

(⊕4,315千円、⊖84,237千円)

内 訳

{	役務費	27,969千円
	委託料	60,583千円

(1) 全戸配布広報紙

47,915千円

県広報の主力媒体と位置付け、県政特集を中心に、県民生活に密着した情報も併せて発信する。

(2) 新聞広報

14,879千円

施策や事業を掘り下げた特集記事や県からのお知らせを地元紙で発信する。

(3) テレビ広報

25,758千円

施策や事業の紹介、県民が元気になるような情報を、映像や音声、字幕や手話により分かりやすく発信する。

3 債務負担行為を設定する理由

新年度当初から広報紙、新聞、テレビによる広報を実施するためには、今年度中に受託者の決定及び契約手続を行い、放送枠や掲載枠の確保、制作や編集、印刷等を行う必要があるため。

平成30年度広報事業の推進について

目的：県民との協働による「元気」の創出

伝わる広報

県政への理解と信頼

県政への参画意欲の向上

取り巻く環境

広報媒体及び情報取得・
閲覧ツールの多様化

重点広報事項

I 迅速かつ効果的な県政情報の発信

- ・第3期元気プランの内容周知
- ・あきた未来総合戦略の進捗と成果
- ・施策や事業、イベント情報 ほか

II 地域資源などの県勢情報の発信

- ・四季、文化、芸能、景勝地などの地域資源
- ・地域資源を生かした商品開発やまちづくり
- ・県民や企業、団体等の先進的な取組 ほか

手法1 広報媒体の特性を活かした情報発信

(1) 広報紙

- 県民に幅広く県政情報を伝達できる主力媒体
- ・全戸配布
 - ・年6回奇数月発行、12頁、41万4千部
 - ・声の広報、点字広報

(2) 新聞

- 個別テーマの特集記事の掲載に適した媒体
- ・地元紙に年12回毎月掲載
 - ・第4土曜日に掲載
 - ・テレビ面逆L字全7段

(3) テレビ

- イメージ伝達や臨場性に優れた媒体
- ・5分番組を週1回、民放3局で放送
 - ・県内ケーブルテレビ3局、デジタルサイネージ（なかいち、県庁舎等）、Youtubeでも放送

(4) ウェブサイト・SNS等

- 即時性やアクセスの容易さに優れた媒体
- ・県公式ウェブサイト（アクセス数過去最多）
 - ・アクセシビリティ対応の推進
 - ・Twitter、Facebook、Youtubeの積極活用

手法2 パブリシティの有効活用

- 旬な情報がタイムリーに伝わる新聞やテレビなどのマスメディアの活用
- ・知事記者会見
 - ・知事コメント
 - ・記者レクチャー※
 - ・投げ込み※
- ※平成29年度は過去最多ペースで実施

更なる広報一元化の推進

- ・庁内の通常の広報活動
→全庁的な視点から広報予算を集約化
- ・キャンペーンやプロジェクト
→企画段階から関与、業者選定審査会に参加

アイキャッチ



んだッチ

職員個々の広報マインドの醸成・スキルアップ

全ての県職員が広報パーソンであるという意識を持って業務に当たるよう、研修等を通じて意識改革を進める。

- 有用な情報も伝わらなければ意味がないことから、県民目線で、見たくなる・読みたくなる広報を進めるほか、障害のある方にも優しい広報を推進する。
- ウェブサイトやSNSなどを有効に活用できるよう個々のスキルアップを図る。

**「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について
（議案第 186 号）**

平成 29 年 12 月 4 日
人 事 課

1 改正理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、一般職非常勤職員について、その養育する子が 2 歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定める等の必要がある。

2 主な改正内容

一般職非常勤職員は、原則で子が 1 歳に達する日まで、最長で 1 歳 6 か月に達する日まで育児休業をすることができるが、次のいずれにも該当する場合は、子が 2 歳に達する日まで育児休業をすることができることとする。（第 2 条の 4 関係）

- ① 職員又はその配偶者が子が 1 歳 6 か月に達する日において育児休業をしている場合
- ② 子が 1 歳 6 か月に達する日後の期間について、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として、人事委員会規則又は教育委員会規則で定める場合に該当する場合（※）

※ 保育所への入所を希望しているが入所できない場合や、配偶者が死亡・負傷した場合等を想定

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 員以外の非常勤職員</p> <p>(一) 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その養育する子(法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(第二条の四の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(二)・(三) 略</p> <p>(非常勤職員の育児休業の期限)</p> <p>第二条の三 法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律による育児休業(以下</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 前号に掲げる職員のほか、次のいずれにも該当しない非常勤職員</p> <p>(一) 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その養育する子(法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日</p> <p>までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(二)・(三) 略</p> <p>(非常勤職員の育児休業の期限)</p> <p>第二条の三 法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律による育児休業(以下この条におい</p>

「法等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該法等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月に到達日

(一)・(二) 略

「法等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該法等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

(一)・(二) 略

(非常勤職員の子が二歳に達する日まで育児休業をすることができ
る場合)

第二条の四 法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月か
ら二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の
一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間に
おいてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間
の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期
が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用され
るものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用
される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする
場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達
日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶
者が当該子の一歳六か月到達日において法等育児休業をしてい
る場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をする
ことが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として
人事委員会規則又は教育委員会規則で定める場合に該当する場
合

第二条の五 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第三条 法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次
に掲げる事情とする。

一 五 略

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居し
たこと、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一
項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の

第二条の四 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第三条 法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次
に掲げる事情とする。

一 五 略

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居し
たこと

総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四
条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」と
いう。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが
、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に
予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児
休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい
支障が生じることとなったこと。
七 第二条の三第三号に掲げる場合に該当すること又は第二条の
四の規定に該当すること。
八 略

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第四条 法第三条第二項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負
傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休
業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込
みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児
休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が
生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間
の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じること
となったこととする。

（育児短時間勤務終了から一年以内に育児短時間勤務をすること
ができる特別の事情）

第十一条 法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、
次に掲げる事情とする。

一 六 略

七 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居し
たこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保
育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行

予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児
休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい
支障が生じることとなったこと。
七 第二条の三第三号に掲げる場合に該当すること
八 略

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第四条 法第三条第二項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負
傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと
その他の育児
休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が
生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間
の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じること
となったこととする。

（育児短時間勤務終了から一年以内に育児短時間勤務をすること
ができる特別の事情）

第十一条 法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、
次に掲げる事情とする。

一 六 略

七 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居し
たこと

われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について
(議案第 188 号)

平成 29 年 12 月 4 日
人 事 課

1 改正理由

人事委員会からの職員の給与に関する報告及び勧告を受け、県職員の期末手当及び勤労手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 (第 1 条、第 2 条)

期末・勤労手当の年間支給月数を引き上げる。※詳細別紙

職員の区分	現 行	改正後	増 減
一般の職員	4.10 月	4.15 月	+0.05 月
再任用職員	2.15 月	2.20 月	+0.05 月

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (第 3 条、第 4 条関係)

任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を引き上げる。

※詳細別紙

現 行	改正後	増 減
3.05 月	3.10 月	+0.05 月

3 施行期日等

- ・平成 29 年度分：公布の日 (平成 29 年 12 月 1 日適用)
- ・平成 30 年度以降分：平成 30 年 4 月 1 日

期末・勤勉手当の改定（支給割合）について

一般の職員

		特定幹部職員以外の職員			特定幹部職員		
		現行	改正後		現行	改正後	
			29年度	30年度以降		29年度	30年度以降
6月	期末	117.5/100	117.5/100	117.5/100	97.5/100	97.5/100	97.5/100
	勤勉	80/100	80/100	82.5/100 【2.5/100】	100/100	100/100	102.5/100 【2.5/100】
		197.5/100	197.5/100	200/100 【2.5/100】	197.5/100	197.5/100	200/100 【2.5/100】
12月	期末	132.5/100	132.5/100	132.5/100	112.5/100	112.5/100	112.5/100
	勤勉	80/100	85/100 【5/100】	82.5/100 【2.5/100】	100/100	105/100 【5/100】	102.5/100 【2.5/100】
		212.5/100	217.5/100 【5/100】	215/100 【2.5/100】	212.5/100	217.5/100 【5/100】	215/100 【2.5/100】
計	期末	250/100	250/100	250/100	210/100	210/100	210/100
	勤勉	160/100	165/100 【5/100】	165/100 【5/100】	200/100	205/100 【5/100】	205/100 【5/100】
		410/100	415/100 【5/100】	415/100 【5/100】	410/100	415/100 【5/100】	415/100 【5/100】

【 】内は、現行の支給割合からの増減

再任用職員

		特定幹部職員以外の職員			特定幹部職員		
		現行	改正後		現行	改正後	
			29年度	30年度以降		29年度	30年度以降
6月	期末	62.5/100	62.5/100	62.5/100	52.5/100	52.5/100	52.5/100
	勤勉	37.5/100	37.5/100	40/100 【2.5/100】	47.5/100	47.5/100	50/100 【2.5/100】
		100/100	100/100	102.5/100 【2.5/100】	100/100	100/100	102.5/100 【2.5/100】
12月	期末	77.5/100	77.5/100	77.5/100	67.5/100	67.5/100	67.5/100
	勤勉	37.5/100	42.5/100 【5/100】	40/100 【2.5/100】	47.5/100	52.5/100 【5/100】	50/100 【2.5/100】
		115/100	120/100 【5/100】	117.5/100 【2.5/100】	115/100	120/100 【5/100】	117.5/100 【2.5/100】
計	期末	140/100	140/100	140/100	120/100	120/100	120/100
	勤勉	75/100	80/100 【5/100】	80/100 【5/100】	95/100	100/100 【5/100】	100/100 【5/100】
		215/100	220/100 【5/100】	220/100 【5/100】	215/100	220/100 【5/100】	220/100 【5/100】

【 】内は、現行の支給割合からの増減

任期付研究員・特定任期付職員

		現行	改正後	
			29年度	30年度以降
期末手当	6月	152.5/100	152.5/100	155/100 【2.5/100】
	12月	152.5/100	157.5/100 【5/100】	155/100 【2.5/100】
		305/100	310/100 【5/100】	310/100 【5/100】

【 】内は、現行の支給割合からの増減

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>(勤勉手当) 第二十二条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十五（特定幹部職員にあつては、百分の百五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五（特定幹部職員にあつては百分の五十</p> <p>二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 略</p> <p>1 4 略</p> <p>5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八五</p>	<p>(勤勉手当) 第二十二条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十（特定幹部職員にあつては、百分の百）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十七・五（特定幹部職員にあつては百分の四十</p> <p>七・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 略</p> <p>1 4 略</p> <p>5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八</p>

(特定幹部職員にあつては、百分の一・〇五)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(特定幹部職員にあつては、百分の一)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八十(特定幹部職員にあつては、百分の百)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第二条による改正)

新

旧

(勤勉手当)

第二十二條 略

(勤勉手当)

第二十二條 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十二・五(特定幹部職員にあつては、百分の百二・五)を乗じて得た額の総額

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十(特定幹部職員にあつては百分の五十)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五(特定幹部職員にあつては百分の五十二・五)を乗じて得た額の総額

3
5
略

3
5
略

<p>附則</p> <p>1 5 4 略</p> <p>5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二條第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八二五（特定幹部職員にあつては、百分の一・〇二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>6・7 略</p>	<p>附則</p> <p>1 5 4 略</p> <p>5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二條第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八二五（特定幹部職員にあつては、百分の一・〇二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八十五（特定幹部職員にあつては、百分の百五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>6・7 略</p>
--	---

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第三條第一号による改正）

<p>新</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第六條 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二條、第十八條の二第一項、第十九條第二項及び第二十一條第二項の規定の適用については、給与条例第二條中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五條第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八條の二第一項中「第九條第一項に規定する職員」とあるのは「第九條第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三條第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九條第二項中「第九條第一項に</p>	<p>旧</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第六條 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二條、第十八條の二第一項、第十九條第二項及び第二十一條第二項の規定の適用については、給与条例第二條中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五條第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八條の二第一項中「第九條第一項に規定する職員」とあるのは「第九條第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三條第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九條第二項中「第九條第一項に</p>
---	---

規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。

規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第三条第二号による改正）

新

旧

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第四条第一号による改正）

新

旧

（給与条例の適用除外等）
第六条 略

（給与条例の適用除外等）
第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十二・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第四条第二号による改正）

新

旧

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について
 （議案第189号）

平成29年12月4日

人 事 課

1 改正内容

一般職の職員の給与改定により、知事、副知事及び常勤の監査委員に対する期末手当の支給月数を引き上げる。

支給期	現 行	改 正 後	
		平成29年度	平成30年度以降
6月	1.525月	1.525月	1.55月 (+0.025月)
12月	1.525月	1.575月 (+0.05月)	1.55月 (+0.025月)
年間計	3.05月	3.10月 (+0.05月)	3.10月 (+0.05月)

（ ）内は現行の支給月数との比較

2 施行期日等

- ・平成29年度分：公布の日（平成29年12月1日適用）
- ・平成30年度以降分：平成30年4月1日

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第一条による改正）

<p>新</p>	<p>（期末手当） 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあ るのは「百分の百五十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあ るのは「百分の百五十七・五」とする。</p> <p>3・4 略</p>
<p>旧</p>	<p>（期末手当） 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあ るのは「百分の百五十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあ るのは「百分の百五十七・五」とする。</p> <p>3・4 略</p>
<p>知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第二条による改正）</p>	
<p>新</p>	<p>（期末手当） 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあ るのは「百分の百三十二・五」とあ るのは「百分の百五十五」とする。</p> <p>3・4 略</p>
<p>旧</p>	<p>（期末手当） 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあ るのは「百分の百五十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあ るのは「百分の百五十七・五」とする。</p> <p>3・4 略</p>

「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第 187号)

平成 29 年 12 月 4 日

人 事 課

1 改正内容

県議会議員に対する期末手当の支給月数を引き上げる。

支給期	現 行	改 正 後	
		平成 29 年度	平成 30 年度以降
6 月	1. 5 2 5 月	1. 5 2 5 月	1. 5 5 月 (+0. 0 2 5 月)
1 2 月	1. 5 2 5 月	1. 5 7 5 月 (+0. 0 5 月)	1. 5 5 月 (+0. 0 2 5 月)
年間計	3. 0 5 月	3. 1 0 月 (+0. 0 5 月)	3. 1 0 月 (+0. 0 5 月)

() 内は現行の支給月数との比較

2 施行期日等

- ・平成 29 年度分：公布の日 (平成 29 年 12 月 1 日適用)
- ・平成 30 年度以降分：平成 30 年 4 月 1 日

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p>
旧	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」とする。</p>

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。</p>
旧	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p>

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について (議案第 190 号)

平成 29 年 1 月 4 日
税 務 課

1 改正理由

電子情報処理組織を使用する道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）等に規定する申請等の開始に伴い、自動車取得税の納付の方法及び自動車税（月割課税）の徴収の方法について特例を定める必要がある。

2 改正内容

(1) 自動車取得税

「自動車保有関係手続のワンストップサービス」（以下「OSS」という。）を利用して自動車保有のための諸手続を行う場合には、証紙による納付に代えて、自動車取得税を電子納税させることとする。（第 111 条関係）

(2) 自動車税

OSS を利用して自動車保有のための諸手続を行う場合には、証紙徴収に代えて、自動車税（月割課税）を電子納税させる方法により徴収することとする。（第 127 条の 2 関係）

【OSS】

自動車保有のための諸手続（運輸支局への登録、保管場所証明申請、自動車取得税申告等）及び税・手数料の納付をインターネット上で一括して行うことができるシステム。本県では平成 30 年 1 月 4 日から自動車取得税及び自動車税（月割課税）の申告及び納付ができるようになる。

【自動車税（月割課税）】

年度の途中に新規登録された自動車に対し、新規登録の際に、当該年度の残月数に応じて課税される自動車税

【電子納税】

インターネットバンキング又は一部の ATM を利用した納付

3 施行期日

この条例は、平成 30 年 1 月 4 日から施行することとする。

秋田県県税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(自動車取得税の申告納付) 第百十一条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 自動車取得税の納税義務者は、前三項の規定により自動車取得税額を納付する場合(法第百三十一条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に証紙を貼ることに代えて、証紙代金収納計器(証紙に代わるべき印影を表示する装置を付した計器をいう。以下「収納計器」という。)で当該申告書又は修正申告書に納付すべき自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額の表示を受けることにより納付しなければならない。ただし、収納計器による表示の方法により納付することができない場合には、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請を行い、併せて秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の規定による申告書を提出する場合には、第四項の規定にかかわらず、納付すべき自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。</p>	<p>(自動車取得税の申告納付) 第百十一条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 自動車取得税の納税義務者は、前三項の規定により自動車取得税額を納付する場合(法第百三十一条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に証紙をはることに代えて、証紙代金収納計器(証紙に代わるべき印影を表示する装置を付した計器をいう。以下「収納計器」という。)で当該申告書又は修正申告書に納付すべき自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額の表示を受けることにより納付しなければならない。ただし、収納計器による表示の方法により納付することができない場合には、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。</p> <p>5 略</p>

(自動車税の徴収の方法)

第二百二十七条 略

2 道路運送車両法第七条の規定による登録の申請があつた自動車については法第五十条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、第二百二十八条の賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 総合県税事務所長は、前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収する場合においては、納税者が道路運送車両法第七条の規定による登録の申請をした際に、第三百三十条の規定により提出する申告書に証紙を貼らせることに代えて、収納計器で当該申告書に証紙徴収すべき自動車税額に相当する金額の表示を受けさせることにより納付させなければならない。ただし、収納計器による表示の方法により納付させることができない場合においては、当該自動車税額に相当する現金の納付を受けた後当該申告書に納税済印を押印しなければならない。

4 略

(自動車税の徴収の方法の特例)

第二百二十七条の二 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行い、併せて秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三百三十条第一項の規定による申告書を提出する場合には、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を法施行規則第九条に規定する方法により徴収する。

(自動車税の徴収の方法)

第二百二十七条 略

2 道路運送車両法第七条の規定による登録の申請があつた自動車については法第五十条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、次条の賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 総合県税事務所長は、前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収する場合においては、納税者が道路運送車両法第七条の規定による登録の申請をした際に、第三百三十条の規定により提出する申告書に証紙を貼らせることに代えて、収納計器で当該申告書に証紙徴収すべき自動車税額に相当する金額の表示を受けさせることにより納付させなければならない。ただし、収納計器による表示の方法により納付させることができない場合においては、当該自動車税額に相当する現金の納付を受けた後当該申告書に納税済印を押印しなければならない。

4 略